

サイバー犯罪

サイバー犯罪とは

「サイバー犯罪」とは、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪のことで、従来使われてきた「ハイテク犯罪」と同義語である。「サイバー犯罪」は、下記の3つの類型に区別されている。

1 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

サーバーコンピュータ内のホームページのデータを無断で書き換える(電子計算機損壊等業務妨害)、金融機関のオンライン端末を不正操作し、他人の講座から自分の講座に預金を移す(電子計算機使用詐欺)など。

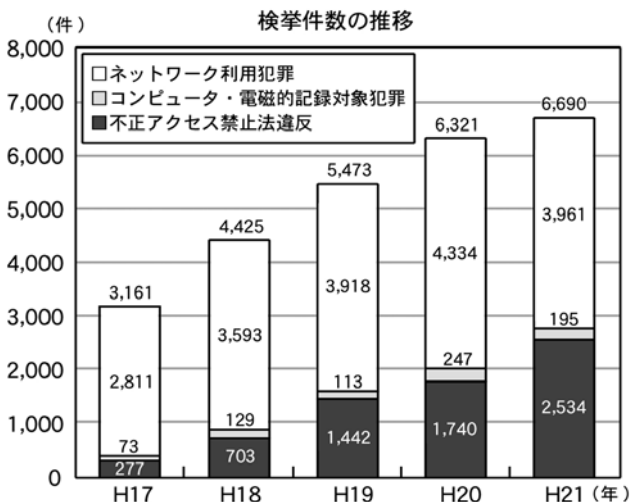
2 コンピュータネットワーク利用犯罪

ネットオークションでの詐欺、インターネットを利用したわいせつ画像の頒布など。

3 不正アクセス禁止法違反

- ・不正アクセス行為…他人のID・パスワード等の識別符号を無断で利用する行為やセキュリティ・ホールを攻撃し、ID・パスワードなどを入力しないでコンピュータに侵入する行為。
- ・不正アクセス助長行為…コンピュータを利用するためのID、パスワード等を、利用者に無断に教える行為。

警察庁によると、平成21年度中のサイバー犯罪の検挙件数6,690件のうち、ネットワーク利用犯罪が3,961件で、約6割を占めている。



サイバー犯罪対策の強化

警察庁では、平成16年に情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行っている。

都道府県警察では、サイバー犯罪対策に関する知識及び技能を有する捜査員等により構成されるサイバー犯罪対策プロジェクトを設置している。

子どもが狙われている

平成21年中のネットワーク利用犯罪のうち、「出会い系サイト規正法違反」「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」「児童福祉法及び淫行条例違反」といった子どもが狙われた犯罪が約4割を占めた。

子どもに悪影響を及ぼし、犯罪に巻き込む恐れのある違法・有害情報にアクセスできないように、パソコン、携帯電話、携帯型ゲーム機器など、インターネットに接続できる機器にはフィルタリング(→p.79)の対策をすることが大切である。

また、インターネット上のトラブルに巻き込まれた場合は、下記のサイトや最寄りの警察署、サイバー犯罪相談窓口へ相談する。

- ・警察庁「インターネット安全・安心相談」

(<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>)